

第100回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月22日(月曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

会場

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限
2026年6月19日(金曜日)午後5時45分

目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役10名選任の件	7
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	17
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)の譲渡制限 付株式報酬制度における譲渡制限期間の 改定の件	18
事業報告	23
連結計算書類	59
計算書類	61
監査報告書	63

株主総会のお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 5631
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 松 尾 敏 夫

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

(<https://www.jsw.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本
情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通
知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使する
ことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜
日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月22日（月曜日）午前10時 （受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2 場 所	東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティ大崎ウエストタワー 地下1階 ゲートシティホール 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第100期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第100期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<p>(1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。</p> <p>(2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p> <p>(3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。</p> <p>(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

- （お 願 い）**
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。）

(お知らせ) ◎電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（以下「交付書面」といいます。）には記載していません。したがって、交付書面は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

③事業報告の「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」のうち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

◎株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、修正すべき事情が生じた場合には、本書1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載によりお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月22日（月曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時45分まで

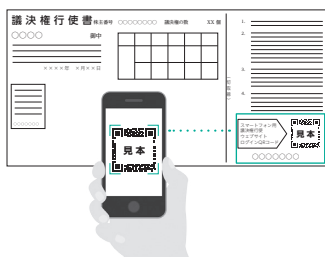
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

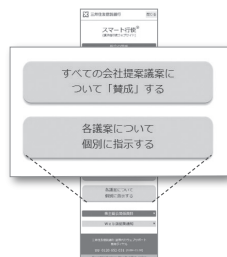
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

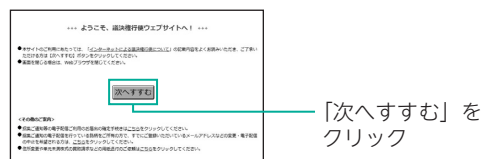
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

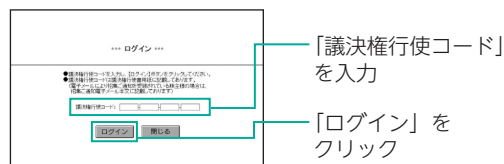
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



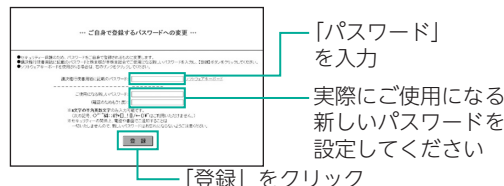
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、1株につき48円といたしたいと存じません。

これにより、中間期末の配当44円と合わせた年間配当は、92円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金48円 総額3,533,317,392円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月23日

【ご参考】中期経営計画「JGP2028」期間中の配当について

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としたうえで、期間業績に応じて配当を実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元強化の姿勢をより明確にするため、2025年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2028」期間中は、「連結配当性向35%以上を目標としたうえで、DOE（連結株主資本配当率）2.5%を下限に配当を実施する」こととしております。

●年間配当・配当性向・DOE

	第99期 (2025年3月期)	第100期 (2026年3月期)
年間配当	86円	92円
配当性向	35.2%	35.2%
DOE	3.7%	3.7%

第2号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、8頁から16頁に記載のとおりであります。

候補者 番号		氏名					備考	
1	男性	まつ 松	お 尾	とし 敏	お 夫	再任		
2	男性	きく 菊	ち 地	ひろ 宏	き 樹	再任		
3	男性	いの 井	うえ 上	しげ 茂	き 樹	再任		
4	男性	うま 馬	もと 本	せい 誠	じ 司	再任		
5	男性	なか 中	にし 西	ひで 英	お 雄	再任		
6	男性	なか 中	にし 西	よし 義	ゆき 之	再任	社外取締役候補者	独立役員
7	男性	みつ 三	い 井	ひさ 久	お 夫	再任	社外取締役候補者	独立役員
8	女性	かわ 河	むら 村	じゅん 潤	こ 子	再任	社外取締役候補者	独立役員
9	男性	くり 栗	き 木	やす 康	ゆき 幸	再任	社外取締役候補者	独立役員
10	女性	みず 水	もと 本	のぶ 伸	こ 子	再任	社外取締役候補者	独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 8頁から16頁の各取締役候補者に関する事項で記載している取締役会への出席状況のうち、馬本誠司氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者
番号

1

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再任

男性

■ 生年月日：1962年3月6日生

■ 所有する当社の株式の数：27,337株

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 重要な兼職の状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月	当社入社	2020年4月	当社代表取締役副社長、安全保障輸出管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部管掌、名機製作所担当
2013年4月	当社広島製作所副所長	2021年4月	当社特機本部管掌、事業開発室管掌、広島製作所・横浜製作所担当
2015年4月	当社広島製作所長	2022年4月	当社代表取締役社長（現任）
2016年4月	当社執行役員		
2017年4月	当社常務執行役員、成形機事業部長、広島製作所管掌		
2017年6月	当社取締役常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、国内外有数のグローバル企業を顧客とする産業機械事業の拡大を生産面から支え、事業の伸長を加速させました。また、当社全般の技術的知見に精通し事業運営力・ビジネス経験を豊富に有しています。当社の企業価値を持続的に向上させるために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

2

さく ち ひろ き
菊 地 宏 樹

再任

男性

■ 生年月日：1961年5月12日生

■ 所有する当社の株式の数：15,105株

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 重要な兼職の状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	2020年6月	当社取締役執行役員
2012年4月	株式会社三井住友銀行日本橋東法人営業部長	2021年4月	当社取締役常務執行役員
2015年4月	当社入社	2022年4月	当社樹脂機械事業部・成形機事業部・産業機械事業部・特機本部管掌、事業開発室管掌
2015年7月	当社総務部長	2023年4月	当社事業開発室長
2016年4月	当社秘書室長	2024年4月	当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）
2018年4月	当社執行役員	2025年4月	当社素材材・エンジニアリング事業担当
2018年7月	当社経営企画室長（現任）		
2020年4月	当社CFO（現任）、経理部担当（現任）、事業開発室長		

■ 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関勤務で培った高い見識を基に当社コーポレート部門を統括しガバナンス体制とリスク管理を強化してきました。業容の拡大に向けて全社の経営戦略の策定と推進にあたるほかグループ全体の経営を強化するために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

3

いの うえ しげ き
井 上 茂 樹

再任

男性

生年月日：1964年1月7日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2015年4月 当社広島製作所副所長
 2017年4月 当社広島製作所長
 2018年4月 当社執行役員
 2021年4月 当社常務執行役員、産業機械事業部長、事業開発室長
 2022年4月 当社CTO（現任）、全社品質担当（現任）、知的財産部担当（現任）、横浜製作所担当

所有する当社の株式の数：14,182株

重要な兼職の状況：—

2022年6月 当社取締役常務執行役員
 2022年9月 当社品質統括室長
 2023年4月 当社新事業推進本部担当、イノベーションマネジメント本部長（現任）
 2024年4月 当社取締役専務執行役員（現任）
 2026年4月 当社フォトニクス事業室担当（現任）

取締役候補者とした理由

井上茂樹氏は、業績の伸長する産業機械事業において、主力工場である広島製作所の所長として管理運営の全般を指揮し、事業の拡大を支えました。また、当社製品の研究開発や海外駐在の経験を有しております。加えて、CTOとして当社製品の研究開発体制の刷新と推進を、全社品質担当として当社グループ全体の品質管理体制を強化してきました。当社の研究開発体制と品質管理体制の強化の担い手として引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

うま もと せい じ
馬 本 誠 司

再任

男性

生年月日：1963年11月7日生

取締役会への出席状況：100%（11/11回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2016年4月 当社機械事業部副事業部長
 2019年4月 株式会社ジーエムエンジニアリング代表取締役社長
 2020年4月 当社執行役員、樹脂機械事業部長
 2022年4月 当社常務執行役員

所有する当社の株式の数：9,451株

重要な兼職の状況：—

2024年4月 当社専務執行役員、産業機械事業統括（樹脂機械事業部、成形機事業部、産業機械事業部）
 2025年4月 当社CISO（現任）、情報システム室・DX推進室担当（現任）、事業開発室長（現任）
 2025年6月 当社取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

馬本誠司氏は、産業機械事業分野で国内外の営業活動に従事したほか、樹脂機械事業、成形機事業及び産業機械事業を横断的に統括した経験を有しております。また、CISOとして当社の情報セキュリティの強化を、DX推進室担当としてDX推進による業務プロセス改革を主導してきました。当社事業の拡大に向け、ITガバナンス強化による経営基盤の整備、DX推進によるグローバル展開の加速を実現するための担い手として引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

なかにしひでお
中西英雄

再任

男性

■ 生年月日：1966年4月23日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1990年4月 当社入社
2015年6月 当社室蘭製作所総務部長
2020年4月 当社人事教育部長
2022年4月 当社総務部長
2024年4月 当社執行役員、ESG推進担当、環境管理担当

■ 所有する当社の株式の数：3,600株

■ 重要な兼職の状況：—

2024年6月 当社取締役執行役員（現任）
2025年4月 当社安全保障輸出管理担当（現任）
2025年7月 当社総務部担当（現任）
2026年4月 当社グローバル戦略本部グローバル業務管理部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

中西英雄氏は、総務・監査・人事といったコーポレート部門に長年従事し、当社グループ全体のガバナンス、内部統制・リスク管理、人的資本経営、情報開示及びステークホルダーエンゲージメントを推進・強化してきました。また、素形材・エンジニアリング事業で主力工場の管理運営に携わった経験を有しております。これらの経験を基に、当社事業の拡大に向け、更なるガバナンスの強化を実現するための担い手として、引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

なかにしよしゆき
中西義之

再任

男性

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1954年11月3日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 重要な兼職の状況：株式会社IHI社外取締役、株式会社島津製作所社外取締役

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月	大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社	2020年6月	当社社外取締役（現任） 株式会社IHI社外取締役（現任）
2010年4月	DIC株式会社執行役員	2021年1月	DIC株式会社取締役（2021年3月退任）
2011年6月	同社取締役執行役員	2021年3月	同社相談役（2023年3月退任）
2012年4月	同社代表取締役社長執行役員 （2017年12月退任）	2021年6月	株式会社島津製作所社外取締役（現任）
2018年1月	同社取締役会長（2021年1月退任）		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西義之氏は、生活に身近な分野で、素材と製品を提供する国際的な製造業において代表取締役など重要ポストを歴任し、経営拡大戦略を指揮し企業価値を高められました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで、同社取締役会長を2021年1月まで、同社相談役を2023年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 中西義之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 中西義之氏が2021年6月から社外取締役を務める株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線装置の保守点検業務に関連して、不適切な行為が行われていたことを公表しました。同社は、外部調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の

判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

5. 中西義之氏が2020年6月から社外取締役を務める株式会社IHIは、2024年4月、同社の子会社である株式会社IHI原動機において、船舶用エンジン及び陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行われていたことを公表しました。同社は特別調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同氏は、平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
6. 中西義之氏が2020年6月から社外取締役を務める株式会社IHIは、2023年9月、同社の子会社であるIHI運搬機械株式会社（2026年4月に「株式会社IHIパーキングスクエア」に商号変更）の機械式駐車装置事業について、独占禁止法違反の疑いがあるとして、IHI運搬機械株式会社が公正取引委員会による立ち入り検査を受けたことを公表しました。その後、2025年3月、IHI運搬機械株式会社は公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定を受けましたが、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、これが認められたことから、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けていません。株式会社IHIは外部弁護士による調査報告をふまえて、再発防止に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同氏は、平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

候補者
番号

7

みつ い ひさ お
三 井 久 夫

再任

男性

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1953年2月20日生

■ 所有する当社の株式の数：463株

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 重要な兼職の状況：株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月	花王石鹼株式会社（現 花王株式会社）入社	2015年4月	独立行政法人製品評価技術基盤機構監事（2019年6月退任）
2006年6月	花王株式会社執行役員	2020年6月	当社社外取締役（現任）
2010年6月	同社取締役執行役員		株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役（現任）
2012年6月	同社取締役常務執行役員（2014年3月退任）		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井久夫氏は、生活者に向けたコンシューマープロダクツ事業を展開する国際的な製造業において、工場長、生産技術部門や取締役など重要ポストを歴任し企業経営に携わられたほか、同社退社後、行政機構の中で貢献されました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 三井久夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

かわ むら じゅん こ
河 村 潤 子

再任

女性

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：1956年9月27日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月 文部省（現 文部科学省）入省
 1988年 8月 衆議院法制局参事
 2006年 4月 独立行政法人国立高等専門学校機構
 理事
 2008年 7月 文部科学省高等教育局私学部長
 2011年 9月 同省大臣官房文教施設企画部長
 2012年 1月 文化庁次長

2014年 7月 文部科学省生涯学習政策局長
 2016年 1月 国立教育政策研究所所長
 2016年 6月 内閣官房内閣審議官
 （2017年9月退官）
 2018年 4月 独立行政法人日本芸術文化振興会
 理事長（2023年3月退任）
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河村潤子氏は、文部科学省をはじめとした教育・文化・科学分野において多くの要職を経験しております。さらには、衆議院法制局等で議員立法や政策に係る法令業務に携わった経験も有しております。これらの経験から、当社の事業拡大の達成に向けて経営基盤を盤石なものとするために、当社グループ全体の従業員の教育・育成及び女性社員のキャリア開発・育成、並びにコンプライアンスに対して、社外取締役として異なる観点から適切な監督、助言等をいただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、独立行政法人において理事、理事長として管理運営に携わった経験を有しております。これらの経験から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

河村潤子氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 河村潤子氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 河村潤子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は河村潤子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

■ 生年月日：1954年5月10日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1979年4月 東京エレクトロン株式会社入社
1999年4月 同社執行役員（2005年3月退任）
2005年4月 Tokyo Electron Korea Ltd.
代表理事社長（2010年5月退任）
2010年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社
代表取締役社長（2014年12月退任）

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：—

2015年1月 同社取締役（2015年6月退任）
2015年7月 Tokyo Electron Korea Ltd.
代表理事会長（2018年6月退任）
2018年7月 同社理事会長（2019年6月退任）
2019年7月 同社シニアアドバイザー
（2020年3月退任）
2023年6月 当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗木康幸氏は、世界有数の半導体製造装置メーカーにおいてフラットパネルディスプレイ製造装置事業を立ち上げ、その事業規模の拡大に携わった経験を有しております。また、技術者として高い見識を持っていることに加えて営業の第一線で事業を牽引された経験があります。こうした経験と知識を基に、当社の新たな中核事業の創出へ向けた取り組みの強化と、独立した客観的立場から当社経営全般の監督と重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

栗木康幸氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 栗木康幸氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 栗木康幸氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。
3. 当社は栗木康幸氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

みずもと のぶ こ
水本伸子

再任

女性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1957年3月31日生

所有する当社の株式の数：0株

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

重要な兼職の状況：株式会社トクヤマ社外取締役（監査等委員）、株式会社オカムラ社外取締役、一般社団法人技術同友会代表理事

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年4月	石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IH）入社	2020年4月	同社取締役（2020年6月退任）
2008年10月	株式会社IH人事部採用グループ部長	2020年7月	同社顧問エグゼクティブ・フェロー
2012年4月	同社CSR推進部長	2021年4月	同社顧問（2023年6月退任）
2014年4月	同社執行役員、グループ業務統括室長	2021年6月	株式会社トクヤマ社外取締役（監査等委員）（現任）、株式会社大気社社外取締役（2023年6月退任）
2016年4月	同社調達企画本部長		
2017年4月	同社常務執行役員	2023年6月	株式会社オカムラ社外取締役（現任）
2018年4月	同社高度情報マネジメント統括本部長	2024年6月	当社社外取締役（現任）
2018年6月	同社取締役常務執行役員	2025年7月	一般社団法人技術同友会代表理事（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水本伸子氏は、資源・エネルギー・環境、社会基盤、産業システム・汎用機械、航空・宇宙・防衛の4つの事業領域を持つ総合重工業メーカーにおいて、デジタルトランスフォーメーション、グループ業務改革、CSR経営を牽引され、これらの専門性と経営者としての豊富な経験を有しております。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

水本伸子氏は、当社の取引先である株式会社IHの取締役常務執行役員を2020年3月まで、同社取締役を2020年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、水本伸子氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 水本伸子氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 水本伸子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は水本伸子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 水本伸子氏の戸籍上の氏名は齊田伸子であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふじ まつ
藤 松

あや
文

女性

社外監査役候補者

独立役員

生年月日：1974年9月2日生

所有する当社の株式の数：0株

重要な兼職の状況：阿部・井窪・片山法律事務所パートナー、株式会社トップス社外監査役

略歴並びに当社における地位

2001年10月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所	2019年9月	株式会社トップス社外監査役（現任）
2008年1月	同所パートナー（現任）	2021年3月	サイバネットシステム株式会社社外監査役（2024年3月退任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

藤松文氏は、弁護士としての専門的知見と豊富な経験があるほか、製造業及び情報・通信分野における社外監査役としての経験も有しており、これらの経験に基づき、中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏が就任された場合は、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

藤松文氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤松文氏は補欠の社外監査役候補者であります。当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。藤松文氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。藤松文氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

本議案は、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただいた取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間につき、その変更のご承認をお願いするものです。

当社は、第92回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬額の年額4億8,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、譲渡制限付株式を報酬として支給することをご承認いただき、その際、譲渡制限期間については当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）により「割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「本割当契約により割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役又は執行役員いずれの地位からも退任する日までの期間」に変更したいと存じます。なお、第2号議案が承認可決されました場合、対象取締役は5名となります。また、本割当契約における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えております。

なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方についての変更はございません。また、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、本制度改定前に譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、当該株式を保有する対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に譲渡制限期間を変更いたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、機関投資家など株主の皆様との対話に基づき、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと考えております。

【譲渡制限付株式報酬制度の概要】（下線部が本議案をご承認いただいた場合の改定内容）

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く）
② 株式報酬（金銭報酬債権）枠	年額1億円以内
③ 割当てる株式の種類及び割当方法	普通株式の発行又は処分
④ 割当てる株式の総数	年間50,000株以内 ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。
⑤ 1株当たり払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定
⑥ 譲渡制限期間	<u>本割当契約により割当てを受けた日より対象取締役に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間</u>
⑦ 譲渡制限の解除条件	<u>譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあったこと等を条件として、本割当契約により割当てを受けた株式の全部について、譲渡制限期間が満了したその退任翌日の時点をもって譲渡制限を解除</u>
⑧ 当社による無償取得	当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合に、本割当契約により割当てを受けた株式を当社が当然に無償で取得
⑨ その他の事項	本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定める

（ご参考）

本議案が承認可決された場合、当社の執行役員における本制度につきましても同様の変更を反映させる予定であります。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1} またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2} またはその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者） またはその業務執行者
- ⑥過去3年間ににおいて上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

-
- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

(ご参考)

当社は、2022年11月の取締役会において、「Purpose（パーパス）」を実現するために優先的に取り組むべきテーマとして、6つのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

この特定したマテリアリティの重要性を認識したうえで、課題解決に向けた実効性のある経営への取り組みに必要なスキルを抽出しています。

本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

		氏名		経営基盤領域						価値創造領域		
				企業経営・ガバナンス	財務・会計	法務・内部統制・リスク管理	人事・労政・人的資本	情報システム・DX	営業・マーケティング	海外事業・グローバル	製造・技術・研究開発・品質	環境・エネルギー
取締役	社内	松尾 敏夫	男性	○					○	○	○	○
		菊地 宏樹	男性	○	○	○						
		井上 茂樹	男性						○	○	○	○
		馬本 誠司	男性					○	○	○		
		中西 英雄	男性	○		○	○					○
	社外	中西 義之	男性	○		○	○		○	○		
		三井 久夫	男性	○						○	○	○
		河村 潤子	女性			○	○					
		栗木 康幸	男性	○				○	○	○	○	
		水本 伸子	女性	○			○	○		○	○	
監査役	社内	三戸 慎吾	男性				○		○		○	
		柴田 基行	男性		○	○	○					○
	社外	山口 更織	女性		○	○						
		海野 晋哉	男性	○	○	○	○		○	○		

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では米国関税政策に端を発する投資決定の遅延が樹脂製造・加工機械の分野で広がりました。一方、国の防衛力強化方針のもとで防衛関連機器の需要が高まりました。素形材・エンジニアリング事業では、AI/データセンターの急速な普及やエネルギー安全保障を意識した電力関連投資の拡大が見られました。

このような状況のもと、当社グループでは10年後の2034年3月期における目指す姿を、「Purpose (パーパス)」のもと、サステナビリティ目標「社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて持続可能で豊かな世界の実現に貢献する」及び財務目標「売上高5,000億円規模の企業グループへの成長」を同時に実現することとし、その中間地点である2029年3月期における目標を設定し、マテリアリティ解決と持続的企業価値向上を目指すための具体的なあり方として、中期経営計画「JGP2028」を策定し、これに基づき事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、前年同期に比し、受注高は、産業機械事業は減少したものの、素形材・エンジニアリング事業が増加したことから、前年同期並みの3,094億23百万円（前年同期比0.3%減）となりました。売上高は、素形材・エンジニアリング事業は減少したものの、産業機械事業が増加したことから、2,748億52百万円（前年同期比10.6%増）となりました。損益面では、営業利益は253億6百万円（前年同期比10.9%増）、経常利益は260億51百万円（前年同期比10.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は192億39百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(産業機械事業)

受注高は、FPD向けELA装置などその他の産業機械において受注が増加しましたが、防衛関連機器が前年同期の大口案件の反動により減少し、2,482億13百万円（前年同期比4.0%減）となりました。売上高及び営業利益は、全般に豊富な受注残を背景に、それぞれ2,262億48百万円（前年同期比13.7%増）、200億39百万円（前年同期比14.0%増）となりました。

(素形材・エンジニアリング事業)

受注高は、高効率火力発電及び原子力発電向けの旺盛な需要を背景に581億84百万円（前年同期比17.8%増）となりました。売上高は457億95百万円（前年同期比2.8%減）、営業利益は88億74百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

(その他事業)

受注高は30億24百万円、売上高は28億8百万円、営業利益は88百万円となりました。

(事業別受注高)

セグメント	第99期（前連結会計年度）		第100期（当連結会計年度）		増減 （百万円）
	金額（百万円）	比率(%)	金額（百万円）	比率(%)	
樹脂製造・加工機械	51,458	17	46,213	15	▲5,245
成形機	65,748	21	63,707	21	▲2,040
防衛関連機器	115,849	37	87,384	28	▲28,465
その他の産業機械	25,486	8	50,908	16	25,421
産業機械事業	258,542	83	248,213	80	▲10,329
素形材製品	42,701	14	52,727	17	10,026
エンジニアリング他	6,678	2	5,456	2	▲1,221
素形材・エンジニアリング事業	49,380	16	58,184	19	8,804
その他事業	2,372	1	3,024	1	652
合計	310,295	100	309,423	100	▲871

(事業別売上高)

セグメント	第99期 (前連結会計年度)		第100期 (当連結会計年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率(%)	金額 (百万円)	比率(%)	
樹脂製造・加工機械	72,299	29	72,910	27	610
成形機	66,950	27	64,844	24	▲2,106
防衛関連機器	32,225	13	46,930	17	14,704
その他の産業機械	27,570	11	41,563	15	13,992
産業機械事業	199,045	80	226,248	82	27,202
素形材製品	38,412	15	39,708	14	1,296
エンジニアリング他	8,706	4	6,087	2	▲2,619
素形材・エンジニアリング事業	47,118	19	45,795	17	▲1,323
その他事業	2,391	1	2,808	1	416
合計	248,556	100	274,852	100	26,296

(事業別営業利益)

セグメント	第99期 (前連結会計年度)	第100期 (当連結会計年度)	増減 (百万円)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
産業機械事業	17,576	20,039	2,463
素形材・エンジニアリング事業	8,699	8,874	174
その他事業	112	88	▲23
調整額	▲3,564	▲3,696	▲131
合計	22,824	25,306	2,482

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、242億84百万円であります。その主なものは、当社広島製作所の機械工場における増産対応投資、新たな研究開発拠点の用地取得及び日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所の増産対応投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの事業運営に必要な資金を確保するため、金融機関からの借入に加え、シンジケートローンの組成により長期借入金として総額550億円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当連結会計年度においては、事業の譲渡、合併等企業再編行為等はありません。

なお、当社は、当連結会計年度後の2026年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である日本製鋼所M&E株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

① 組織風土改革

当社グループにおける組織風土改革活動は、品質不適切行為を端緒として2023年より取り組みを開始し、品質コンプライアンスはもとより、当社グループのイノベーションと持続的な成長に関わる重要な課題であるとの認識のもと、取締役会において「高い倫理観とチャレンジ精神」と、あらゆる業務・場面における「心理的安全性」の醸成・両立を企図した取り組みを行っていくことを確認しております。

具体的には、社員一人ひとりが自由に意見を出し合い、部門を越えた活発なコミュニケーションにより問題や情報を速やかに共有できること、そして、チャレンジを推奨し、それに伴う失敗を成長の糧と捉えて支援する組織風土の醸成が重要であると認識しております。

この組織風土改革活動と、「Purpose (パーパス)」、「Vision (ビジョン)」の浸透活動を通じ、社員一人ひとりの行動変革を促すことで、中期経営計画「JGP2028」策定の前提である『2033年度に目指す姿』を、マテリアリティを解決しながら実現してまいります。

② 経営戦略

当社グループを取り巻く中期的な経営環境は、産業機械事業では、防衛関連機器事業が高水準に推移するほか、低炭素社会の実現や省エネルギー化、プラスチック資源循環社会の実現に向けて、各種プラスチック加工機械の底堅い需要を見込んでおります。素形材・エンジニアリング事業では、世界的に伸長する電力需要に対して安定供給と低炭素を実現する発電機器向け素形材製品の安定的な需要が見込まれます。

2027年3月期の連結業績見通しにつきましては、受注高3,400億円、売上高3,100億円、営業利益270億円、経常利益260億円、親会社株主に帰属する当期純利益190億円を予想しております。

<中東情勢による事業及び業績への影響について>

現下の中東情勢が当社グループの事業及び業績へ与える影響については、現時点では直接的な影響は限定的と見込んでおります。一方、足元で潤滑油・塗料など生産用資材の供給制約等が生じつつあり、これらが長期化した場合には影響を受ける可能性があります。その影響は連結業績予想には織り込んでおりません。

今後の情勢により当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には速やかに開示いたします。

<経営方針>

1) Our Philosophy

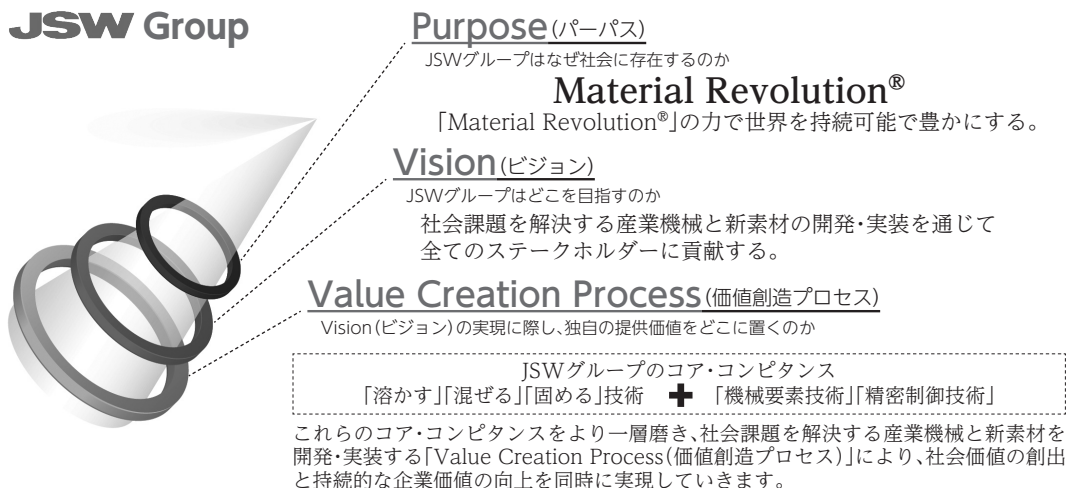
当社は、将来予測が困難な事業環境において、当社グループが一丸となって変化に対応していくための判断と行動の軸となる「Purpose (パーパス)」を“「Material Revolution®」の力で世界を持続可能で豊かにする。”と制定しました。また、「Purpose (パーパス)」を起点として、当社グループが将来目指す姿である「Vision (ビジョン)」及び当社グループ独自の提供価値を生み出す「Value Creation Process (価値創造プロセス)」を再定義し、これら3つを合わせて企業グループ理念体系「Our Philosophy」として制定しました。同時に、「Purpose (パーパス)」を実現するために優先的に取り組むべきテーマとして6つのマテリアリティ (重要課題) を特定しております。

当社グループは、全ての役職員が「Purpose (パーパス)」を共有し、マテリアリティ (重要課題) の重要性を認識した上で、実効性のある経営、事業活動に取り組み、様々な社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じ、将来にわたって全てのステークホルダーに貢献し、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を同時に実現してまいります。

「Purpose (パーパス)」を起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系及びマテリアリティ (重要課題) の概要は以下のとおりです。

<Purposeを起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系「Our Philosophy」>

○Philosophy Structure



<マテリアリティ（重要課題）>

○価値創造領域：当社グループの事業を通じた価値創造と社会課題の解決

- ・プラスチック資源循環社会の実現
- ・低炭素社会への貢献
- ・超スマート社会への貢献

○経営基盤領域：当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化

- ・人的資本の強化とDEI & B
- ・未来への投資とイノベーションマネジメント
- ・JSWグループにおけるガバナンス強化

なお、当社ホームページに「Purpose（パーパス）」及び「マテリアリティ（重要課題）」の詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

Purpose（パーパス）

(<https://www.jsw.co.jp/ja/guide/vision.html>)

マテリアリティ（重要課題）

(<https://www.jsw.co.jp/ja/sustainability/materiality.html>)

2) 日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針

当社グループは、サステナビリティを巡る取り組みについての基本的な方針として、「日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針」を定めています。

「日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針」は以下のとおりです。

<日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針>

日本製鋼所グループは、“「Material Revolution[®]」の力で世界を持続可能で豊かにする。”というパーパスのもと、社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて以下の通りステークホルダーに貢献すると同時に組織的な危機管理を徹底し、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を同時に実現していきます。

【お客様や社会のために】

品質を重視した信頼性の高い製品の提供と適切なコミュニケーションを通じて、お客様や社会が抱える課題を解決し、持続可能で豊かな社会の実現を目指します。

【地球環境のために】

事業活動およびサプライチェーン全体で環境負荷の低減に取り組み、循環型社会の構築や気候変動の抑制に貢献します。

【ともに働く人々のために】

個々の能力を高め、多様性を尊重する働き方を実現するとともに、人権を重視し、健康・安全で風通しがよく、だれもが働きがいをもてる職場環境を提供します。

【お取引先のために】

公平・公正な取引を通じて、ともに社会価値を創造し、共存共栄のパートナーシップを構築します。

【地域社会のために】

「良き企業市民」として、積極的に地域社会に参画し、その発展に貢献します。

【株主・投資家のために】

経営の透明性・健全性・効率性を確保し、持続的な企業価値の向上を図ります。

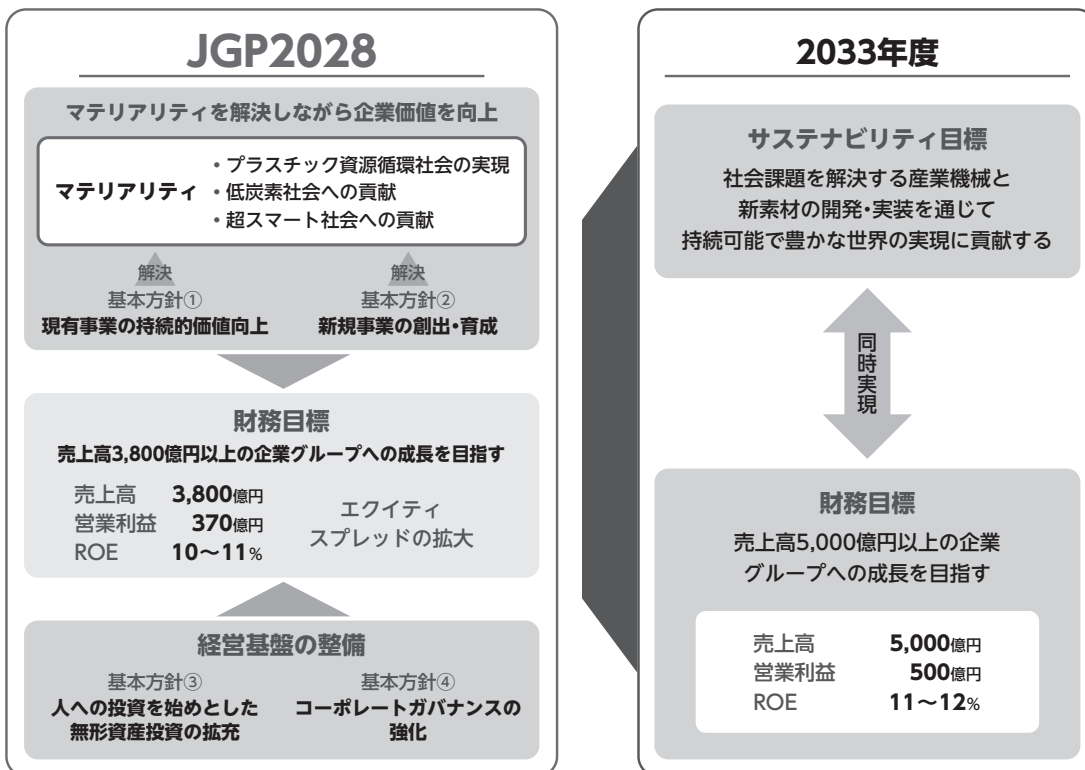
また、適正な企業情報の適時適切な開示に努めるとともに、ステークホルダーとの建設的な対話を行います。

上記の実践にあたっては、人権尊重、コンプライアンス遵守に努め、その敷衍とともに、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

<中期経営計画「JGP2028」の進捗について>

1) 「JGP2028」の位置づけ

当社グループでは、長期的な視点で成長戦略を立案することを目的に、中期経営計画の期間を5カ年としております。特に「JGP2028」では、10年後の2034年3月期における当社グループの目指す姿を、「Purpose（パーパス）」のもと、サステナビリティ目標「社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて持続可能で豊かな世界の実現に貢献する」及び財務目標「売上高5,000億円規模の企業グループへの成長」を同時に実現することとし、その中間地点である2029年3月期における目標を設定し、マテリアリティ解決と持続的企業価値向上を目指すための具体的なあり方を明確にしました。



2) 財務目標 (連結)

	実績 ※1	目標		
	2024年3月期	2027年3月期	2029年3月期	実績比
売上高	2,525億円	3,200億円	3,800億円	+50%
営業利益	180億円	260億円	370億円	+106%
営業利益率	7.1%	8.1%	9.7%	+2.6PP
ROE	8.5%	9.0%	10~11%	+1.5~2.5PP

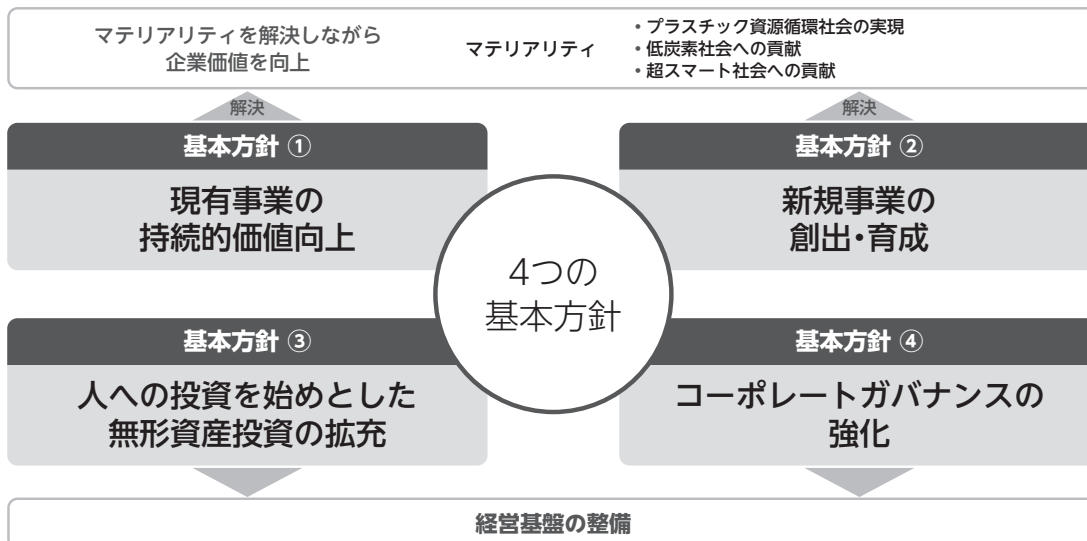
	2024年3月期	[JGP2028] 期間中	実績比
設備投資額	81億円/年 ※2	200億円/年	+147%
研究開発投資額	52億円/年 ※2	82億円/年	+58%
配当性向	30% ※3	35%	+5PP
DOE	2% ※3	2.5%	+0.5PP

※1. [JGP2028] 開始直前期の実績

※2. 2022年3月期から2024年3月期までの3カ年の平均値

※3. [JGP2025] 期間中における配当方針の下限値

3) 基本方針



4) 2026年3月期までに実施または計画した施策

4つの基本方針	実績
<p>現有事業の持続的価値向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○産業機械セグメントにおけるグローバル展開の更なる加速・成長のため、事業部門と連携した戦略の策定・推進を担うとともに、海外拠点のガバナンス強化のためグローバル戦略本部を新設 ○インド市場におけるプレゼンス向上による事業規模の拡大を目的として、インドにエクスペリエンスセンターを開設 ○広島製作所において第10組立工場竣工、樹脂機械製品の生産能力を拡大。第3機械工場竣工、機械部品の機械加工能力・生産効率向上 ○樹脂機械事業におけるアフターサービス事業の更なる拡大に向け、樹脂機械ソリューション事業部を新設 ○防衛関連機器の増産に応じ、適地生産により生産能力を拡大（名機製作所での生産開始、室蘭製作所における生産体制を整備中、広島製作所で新組立工場を竣工） ○素形材・エンジニアリング事業の持続的成長、防衛関連機器及び新事業とのシナジー効果創出を目的として日本製鋼所M&E(株)を吸収合併、素形材エンジニアリング事業部を新設
<p>新規事業の創出・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「超スマート社会への貢献」実現への重点投資を中心に研究開発活動を推進 （中計期間中に研究開発費総額410億円を計画、2026年3月期までの実績累計は118億円） ○革新技术の開発を担う新たな研究開発拠点の用地（千葉県柏市柏の葉キャンパスエリア）を取得 ○半導体・光学デバイス向け材料を中心とするフォトリソス事業の拡大を目指し、フォトリソス事業室を新設

4つの基本方針	実績
人への投資を始めとした無形資産投資の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○組織風土改革プロジェクトを推進、社員の判断・行動の指針となる「日本製鋼所グループ 行動指針」を制定、挑戦を推奨する組織風土への変革を促進 ○エンゲージメントサーベイを活用し、多様な「個」の成長と「組織」の成果の最大化の進捗を定量的に評価するため、「J-IS (JSW-Ikiiki (イキイキ) Status指数)」を設定 ○ポジティブアクションによる女性活躍推進 (女性管理職比率、女性係長級比率の向上) ○子育てサポート企業としての取組みが評価され「くすみん認定」を受ける ○経済産業省「DX認定事業者」に認定 ○お客様のスマートファクトリー化を支援するIoTソリューション「J-WiSe[®]」を展開 (射出成形機の成形不良防止・不良改善を支援する「J-WiSe AI Molding Navigator[®]」等)
コーポレートガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○役員報酬制度の改定による、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブ機能の強化及び株主との利害共有の推進 (株式報酬割合向上、譲渡制限期間の改定) ○全社的リスクマネジメント活動を推進・統括する専門組織として経営企画室リスクマネジメントグループを設置 ○取締役会、監査役会、執行役員が多様性向上 (社外取締役比率50%、社外監査役比率50%、女性取締役比率20%、女性監査役比率25%、当社初の女性執行役員が就任) ○「日本製鋼所グループ コンプライアンス・ポリシー」の制定 ○政策保有株式の縮減 (2026年3月期末の対連結純資産比率11.8%)

※ 「J-WiSe」、「J-WiSe AI Molding Navigator」は、株式会社日本製鋼所の登録商標です。

○数値目標及び実績（連結）

	JGP2028数値目標（連結）		2026年3月期 実績（連結）	2027年3月期 予想（連結）
	中間目標 (2027年3月期)	最終目標 (2029年3月期)		
売上高	3,200億円	3,800億円	2,748億円	3,100億円
営業利益	260億円	370億円	253億円	270億円
営業利益率	8.1%	9.7%	9.2%	8.7%
ROE	9.0%	10~11%	9.5%	8.7%

<中期経営計画「JGP2028」の見直しについて>

2025年3月期を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2028」につきましては、計画策定時の想定に対し、EV市場の減速、米国通商政策による樹脂機械製品への投資決定の遅延がみられる一方、世界的な電力需要の拡大に伴う素形材製品への需要の増加、国の防衛力強化方針のもとで防衛関連機器の需要が高まるなどの変化が生じております。これらの変化を踏まえ、「JGP2028」の中間年度である2027年3月期において中計目標達成に向けた施策の見直しに取り組んでおり、決定次第「JGP2028」の改訂版として速やかに公表いたします。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 97 期 (2023年3月期)	第 98 期 (2024年3月期)	第 99 期 (2025年3月期)	第100期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
受 注 高 (百万円)	276,070	334,914	310,295	309,423
売 上 高 (百万円)	238,721	252,501	248,556	274,852
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,974	14,278	17,961	19,239
1株当たり当期純利益 (円)	162.75	194.02	244.03	261.38
総 資 産 (百万円)	348,358	366,775	398,122	429,983

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 97 期 (2023年3月期)	第 98 期 (2024年3月期)	第 99 期 (2025年3月期)	第100期 (当期) (2026年3月期)
受 注 高 (百万円)	185,524	207,590	209,418	172,639
売 上 高 (百万円)	157,272	160,599	143,370	156,584
当 期 純 利 益 (百万円)	11,956	9,716	11,021	15,553
1株当たり当期純利益 (円)	162.50	132.04	149.75	211.30
総 資 産 (百万円)	273,293	277,705	299,839	339,474

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本製鋼所M&E株式会社	100百万円	100	各種鋳鍛鋼品・鋼板及び鋼構造物の製造及び販売、新素材・各種金属材料及び金属製品の製造・加工及び販売、各種プラントの設計・建設及び修理、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
日鋼YPK商事株式会社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
JSWアクティナシステム株式会社	110百万円	100	電子デバイス関連機器の製造・販売、修理・改造・メンテナンス
JSWアフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
日鋼テクノ株式会社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
日鋼特機株式会社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
室蘭銅合金株式会社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社タハラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	100	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
株式会社ジャスト	10百万円	100	防衛関連機器及び射出成形機、樹脂機械、理化学機械、船舶機械等に使用される機器、部品及び電装品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	400万シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SM PLATEK CO., LTD.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	558万人民币元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ドル	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	1,500万PLN	100	射出成形機の販売並びに調達業務

(注) 当社は、2026年4月1日付で日本製鋼所M&E株式会社を吸収合併しております。

③ 特定完全子会社の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

部門	主 な 事 業	
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、二軸混練押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成形機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	防衛関連機器	防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
	その他の産業機械	電子デバイス関連機器（レーザアニール装置、ECR成膜装置、プレス・ラミネータ機等）、鉄道用連結器・緩衝器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エンジニアリング事業	素形材製品	発電用部材、原子力関連部材、ロール材・金型材等の一般鑄鍛鋼製品、機能性材料等の鑄鍛鋼部材・クラッド鋼板等の製造・販売
	エンジニアリング他	鋼構造物・関連部材等の製造・販売、各種プラントの設計・建設及び修理、風力発電機器の保守サービス、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
その他事業	そ の 他	新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等（2026年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	東日本営業所（東京都千代田区）、中部営業所（名古屋市西区）、西日本営業所（大阪市西区）、東北営業所（仙台市若林区）、関東営業所（さいたま市緑区）、名古屋営業所（名古屋市西区）、関西営業所（大阪府吹田市）、中国営業所（広島市安芸区）、九州営業所（福岡県春日市）、府中出張所（東京都府中市）、浜松出張所（浜松市中央区）
研 究 開 発 拠 点	先端技術研究所（広島市安芸区）、マテリアル技術研究所（北海道室蘭市）、電子デバイス技術研究所（横浜市金沢区）
工 場	広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）、名機製作所（愛知県大府市）

(注) 2025年4月1日付をもって、東日本営業所（東京都千代田区）を新設いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本製鋼所 M & E 株式会社	北海道室蘭市
日鋼 Y P K 商事株式会社	東京都品川区
JSWアクティナシステム株式会社	神奈川県横浜市金沢区
J S W ア フ ティ 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都品川区
室 蘭 銅 合 金 株 式 会 社	北海道室蘭市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株 式 会 社 タ ハ ラ	千葉県印西市
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
株 式 会 社 ジ ャ ス ト	広島県広島市南区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 イリノイ州
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
S M P L A T E K C O . , L T D .	韓国 京畿道安山市
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国 広東省深圳市
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国 浙江省寧波市
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	ポーランド マゾフシェ県

(注) 当社は、2026年4月1日付で日本製鋼所M&E株式会社を吸収合併しております。

(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
産業機械事業	3,473名	105名増
素形材・エンジニアリング事業	1,514名	37名増
その他事業	141名	増減なし
全社 (共通)	291名	6名減
合計	5,419名	136名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,028名	46名増	38.8歳	12.6年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

① 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	50,000百万円
株式会社三井住友銀行	7,130百万円
三井住友信託銀行株式会社	7,100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,500百万円

(注) 1. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする14社の協調融資によるものです。
2. シンジケートローンのうち、25,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。
3. シンジケートローンのうち、15,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする13社の協調融資によるものです。

② 子会社の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	2,425百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式総数 74,415,909株
- ③ 資本金 19,865,037,371円
- ④ 株主数 28,389名 (前期末比6,021名増)
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	12,318,700	16.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,161,200	9.73
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.84
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,931,345	2.62
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,729,200	2.35
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー エイシー	1,122,249	1.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,105,660	1.50
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37
月島ホールディングス株式会社	922,900	1.25
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	920,228	1.25

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (805,130株) を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,160株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「事業報告 4.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

④ 政策保有株式の縮減に向けた取り組み

当社は、「コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、政策保有株式の保有意義の定期的な確認・見直しを実施しており、保有意義が薄れた株式については順次売却を進めております。

また、中期経営計画「JGP2028」において、持続的な企業価値向上を目的に、成長投資と株主還元の適切なバランスを確保することを財務戦略に掲げ、政策保有株式の売却によって得られた資金を成長投資と株主還元に分け振り分けることとしております。

なお、政策保有株式につきましては2026年3月期末までに、純資産対比10%以下まで縮減する計画に基づき、売却を進めておりました。2026年3月期においては約66億円を売却し、前期末時点の株価ベースでの純資産比率は8.8%を見込んでおりましたが、保有銘柄の株価上昇の影響（約71億円増）により、2026年3月期末において11.8%となりました。

引き続き政策保有株式の縮減に取り組んでまいります。

	第97期 (2023年3月期)	第98期 (2024年3月期)	第99期 (2025年3月期)	第100期 (当期) (2026年3月期)
保有銘柄数 (銘柄) (みなし保有株式を含む場合)	56 (59)	53 (56)	51 (54)	48 (51)
貸借対照表計上額の 合計額 (百万円) (みなし保有株式を含む場合)	18,392 (21,122)	23,976 (28,462)	23,449 (29,098)	25,207 (32,714)
対連結純資産比率 (%) (みなし保有株式を含む場合)	11.4 (13.1)	13.4 (15.9)	12.0 (14.9)	11.8 (15.3)

(注) みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松尾敏夫	
代表取締役副社長	菊地宏樹	CFO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長、素形材・エンジニアリング事業担当
取締役専務執行役員	井上茂樹	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、新事業推進本部担当、品質統括室長、イノベーションマネジメント本部長
取締役専務執行役員	馬本誠司	CISO、情報システム室・DX推進室担当、事業開発室長、産業機械事業統括（樹脂機械事業部、成形機事業部、産業機械事業部）
取締役執行役員	中西英雄	安全保障輸出管理担当、総務部担当
取締役	中西義之	株式会社IHI 社外取締役 株式会社島津製作所 社外取締役
取締役	三井久夫	株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役
取締役	河村潤子	
取締役	栗木康幸	
取締役	水本伸子	株式会社トクヤマ 社外取締役（監査等委員） 株式会社オカムラ 社外取締役 一般社団法人技術同友会 代表理事
常勤監査役	三戸慎吾	
常勤監査役	柴田基行	
監査役	山口更織	山口更織公認会計士事務所 代表 学校法人大乗淑徳学園 常勤監事
監査役	海野晋哉	公益財団法人三溪園保勝会 理事長兼園長

- (注) 1. 取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山口更織氏及び海野晋哉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山口更織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役 海野晋哉氏は、金融機関において長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏並びに監査役 山口更織氏及び海野晋哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当事業年度中に在任していた者を含む当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が被保険者に対して訴訟提起した場合等、一定の事由においては補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
菊地宏樹	代表取締役副社長 CFO、安全保障輸出管理管掌、 経理部担当、経営企画室長、 事業開発室長	代表取締役副社長 CFO、安全保障輸出管理管掌、 経理部担当、経営企画室長、 素形材・エンジニアリング事業担当	2025年4月1日
中西英雄	取締役執行役員 ESG推進担当、環境管理担当、 総務部長	取締役執行役員 安全保障輸出管理担当、総務部長	
柴田基行	取締役常務執行役員 CISO、安全保障輸出管理担当、 CSR・リスク管理担当、安全衛生管理 担当、人事教育部担当	取締役	
中西英雄	取締役執行役員 安全保障輸出管理担当、総務部長	取締役執行役員 安全保障輸出管理担当、総務部担当	2025年7月1日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
柴田基行	2025年6月23日	任期満了	取締役
清水博之	2025年6月23日	辞任	常勤監査役

(3) 取締役 馬本誠司氏及び監査役 柴田基行氏は、2025年6月23日開催の第99回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 2026年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担当
代表取締役社長	松 尾 敏 夫	
代表取締役副社長	菊 地 宏 樹	CFO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長
取締役専務執行役員	井 上 茂 樹	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、フォトニクス事業室担当、イノベーションマネジメント本部長
取締役専務執行役員	馬 本 誠 司	CISO、情報システム室・DX推進室担当、事業開発室長
取締役執行役員	中 西 英 雄	安全保障輸出管理担当、総務部担当、グローバル戦略本部グローバル業務管理部長
取 締 役	中 西 義 之	
取 締 役	三 井 久 夫	
取 締 役	河 村 潤 子	
取 締 役	栗 木 康 幸	
取 締 役	水 本 伸 子	
専 務 執 行 役 員	新 本 武 司	特機事業部長、日鋼特機株式会社代表取締役社長
常 務 執 行 役 員	布 下 昌 司	グローバル戦略本部長、（兼）インド統括
常 務 執 行 役 員	武 谷 健 吾	樹脂機械ソリューション事業部管掌、広島製作所担当、樹脂機械事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に関する事項

ア. 取締役の報酬等に係る決定方針

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下本項において「決定方針」といいます。）を決議し、更に2024年4月5日開催の取締役会において、改定を決議しております。なお、それぞれの取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、パーパス、ビジョンの実現に向けてサステナビリティ経営を遂行するためのインセンティブと位置付けます。また、それぞれの役割と責務に応じた水準となる報酬体系とし、その決定過程においては客観性と透明性を確保するとともに、株主との利害を共有する報酬制度とすることを基本方針とします。

なお、取締役の報酬の水準及び構成割合については、ベンチマークとする当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準や当社従業員の給与水準を踏まえて、定期的にその妥当性を検証します。

b. 決定の手続き

取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決定します。

c. 報酬の構成と割合

取締役の報酬の構成とその割合は、以下のとおりとします。

1) 代表取締役社長及び代表取締役副社長

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③中長期的企業価値向上に対する取り組み及び④株式報酬）とします。割合は、「固定報酬（①）：変動報酬（②及び③）：株式報酬（④）=55：33：12」を目安とします。

2) 社内取締役

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③成果連動部分、④中長期的施策として中計アクションプラン並びに品質・安全・コンプライアンス等への取り組み及び⑤株式報酬）とします。割合は、「固定報酬（①）：変動報酬（②、③及び④）：株式報酬（⑤）=60：30：10」を目安とします。

3) 社外取締役の報酬については、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成します。

イ. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議によって決定しております。

(注) 株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、2026年3月24日の取締役会において決定方針の改定を決議し、2026年7月より取締役の報酬の構成割合を変更する予定です（対象取締役の固定報酬の割合を5%引き下げ、株式報酬の割合を5%引き上げます。また、執行役員についても同様に変更する予定であります）。これにより、代表取締役の報酬の構成割合は、固定報酬（①）：変動報酬（②及び③）：株式報酬（④）=50：33：17（現55：33：12）、社内取締役の報酬の構成割合は、固定報酬（①）：変動報酬（②、③及び④）：株式報酬（⑤）=55：30：15（現60：30：10）となります。

なお、取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

② 取締役の報酬等の算出方法に係る事項

a. 基礎部分

基礎部分は、固定報酬として役位に応じて決定します。

b. 全社業績連動部分

全社業績連動部分は、変動報酬として直近事業年度の連結業績に応じて決定します。連結営業利益部分と連結ROE（自己資本利益率）部分により構成されております。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における全社業績目標に直結する重要指標であるためです。

1) 連結営業利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して、事業年度期首にて定めた連結営業利益目標額に対する当該年度末時点における達成率を乗じて決定します。

2) 連結ROE（自己資本利益率）部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して、事業年度期首にて定めた連結ROE（自己資本利益率）目標に対する当該年度末時点における達成

率を乗じて決定します。

c. 成果連動部分

成果連動部分は、変動報酬として取締役の担当する部門の直近事業年度の業績評価に応じて決定します。

取締役の役位に応じた成果連動部分基準額に対して、経営戦略会議にて決定された部門業績評価（S、A、B、C、Dのランク付け）に基づく係数を乗じて決定します。

なお、部門業績評価は、経営戦略会議において、年度事業計画達成を目標とする評価基準（業績指標及び定性評価項目等）を事業年度期首に設定し、当該年度末時点における評価基準の達成率に基づき決定します。

d. 代表取締役における中長期的企業価値向上に対する取り組みの評価

当社が定めるマテリアリティ（事業を通じた価値創造と社会課題の解決並びに当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化）の実現に向けた取り組みの成果を報酬諮問委員会に諮り、審査を経て報酬に加えるものとします。

e. 社内取締役における中長期的施策に対する取り組みの評価

中計アクションプラン並びに品質・安全・コンプライアンス等への取り組みの成果を報酬諮問委員会に諮り、審査を経て報酬に加えるものとします。

f. 株式報酬

株式報酬は、企業価値向上のための中長期的なインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

当社は、社外取締役を除く取締役との間で、譲渡制限期間（3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間）を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結し、当該取締役に対して当社の普通株式を発行し又は処分するものとしております。

割当株式数については、取締役の役位に応じた職位別基準額を譲渡制限付株式報酬割当契約の締結に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式終値で除した株数とします。

なお、具体的な株式の割当方法については、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定します。

(注) 本株主総会にお諮りしている第4号議案が承認可決された場合、株式報酬の譲渡制限期間は「割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間」に改定する予定です。

g. 当事業年度の評価項目の目標値及び実績値

評価項目(連結)	事業セグメント	目標値	実績値
営業利益	産業機械事業	195億円	200億円
	素形材・エンジニアリング事業	90億円	88億円
		245億円	253億円
ROE		9.3%	9.5%

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長松尾敏夫に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的な決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は報酬諮問委員会からの答申に従う旨を規定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、報酬諮問委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、取締役会は当該内容の決定を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	決議時点における 役員の員数	報酬限度額	株主総会決議年月日
取締役	年額報酬	取締役9名 (うち社外取締役2名)	年額480百万円以内 (年額35百万円以内)	2018年6月26日 第92回定時株主総会
		取締役10名 (うち社外取締役5名)	年額480百万円以内 (年額80百万円以内)	2024年6月24日 第98回定時株主総会
	譲渡制限付 株式報酬	社外取締役を除く 取締役6名	年額100百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会
監査役	年額報酬	監査役4名	年額90百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	353,842 (56,400)	228,180 (56,400)	95,100 (—)	30,562 (—)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	62,400 (19,200)	62,400 (19,200)	—	—	5 (2)
合計 (うち社外役員)	416,242 (75,600)	290,580 (75,600)	95,100 (—)	30,562 (—)	16 (7)

- (注) 1. 「事業報告 4.(2)⑥取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載の報酬には、2025年6月23日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名への支給分を含んでおります。
2. 当事業年度における株式報酬の交付状況は、「事業報告 2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中西義之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社IHI及び株式会社島津製作所の社外取締役を兼任しております。各社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

② 取締役 三井久夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リブドゥコーポレーションの社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

③ 取締役 河村潤子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。文部科学省をはじめとする官庁での経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、その豊富な経験と幅広い見識に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

④ 取締役 栗木康幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の指名諮問委員会6回のうち5回及び報酬諮問委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑤ 取締役 水本伸子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社トクヤマの社外取締役（監査等委員）及び株式会社オカムラの社外取締役並びに一般社団法人技術同友会の代表理事を兼任しております。各社及び同法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる総合重工業メーカーにおける企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑥ 監査役 山口更織

ア. 重要な兼職先と当社との関係

山口更織公認会計士事務所の代表及び学校法人大乗淑徳学園の常勤監事を兼任しております。同事務所及び同法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席しております。長年にわたる公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験及び知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑦ 監査役 海野晋哉

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人三溪園保勝会理事長兼園長を兼任しております。同法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回及び監査役会14回の全

てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験及び国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

5. 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。

したがって、当社は、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定および執行役員の選任並びに役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役および監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「Our Philosophy (Purpose、Vision、Value Creation Process)」および「日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針」及び「日本製鋼所グループ コンプライアンス・ポリシー」に基づき、当社の業績、企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定および執行役員の選任については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(3) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 (2026年3月31日現在)	科目	第100期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	311,599	流動負債	129,052
現金及び預金	77,763	支払手形及び買掛金	24,559
受取手形	233	電子記録債務	3,787
電子記録債権	3,792	短期借入金	11,683
売掛金	63,581	一年内返済予定の長期借入金	299
商品及び製品	4,532	リース債務	608
仕掛品	123,325	未払金	3,292
原材料及び貯蔵品	11,499	未払法人税等	3,517
前渡金	16,753	未払消費税等	769
前払費用	679	未払費用	13,468
未収入金	258	契約負債	56,751
未収法人税等	184	役員賞与引当金	35
未収消費税等	7,260	完成工事補償引当金	213
その他の流動資産	1,939	工事損失引当金	2,715
貸倒引当金	△204	風力事業損失引当金	486
固定資産	118,384	事業再構築引当金	1,372
有形固定資産	69,754	その他の流動負債	5,493
建物及び構築物	32,886	固定負債	87,099
機械装置及び運搬具	18,218	長期借入金	74,141
工具・器具・備品	3,115	リース債務	1,623
土地	11,733	繰延税金負債	281
リース資産	1,839	役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	1,960	退職給付に係る負債	5,370
無形固定資産	3,734	長期預り保証金	3,760
リース資産	79	資産除去債務	1,455
その他の無形固定資産	3,654	その他の固定負債	429
投資その他の資産	44,895	負債合計	216,151
投資有価証券	26,484	(純資産の部)	
長期貸付金	341	株主資本	189,653
長期前払費用	246	資本金	19,865
更生債権等	218	資本剰余金	5,580
退職給付に係る資産	8,775	利益剰余金	166,527
繰延税金資産	5,746	自己株式	△2,320
その他の投資	3,391	その他の包括利益累計額	22,778
貸倒引当金	△309	その他有価証券評価差額金	11,552
資産合計	429,983	繰延ヘッジ損益	147
		為替換算調整勘定	3,319
		退職給付に係る調整累計額	7,759
		非支配株主持分	1,400
		純資産合計	213,831
		負債及び純資産合計	429,983

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	
売上高		274,852
売上原価		210,593
売上総利益		64,259
販売費及び一般管理費		38,952
営業利益		25,306
営業外収益		
受取利息	180	
受取配当金	797	
為替差益	361	
固定資産賃貸益	244	
保険精算益	372	
雑収益	362	2,318
営業外費用		
支払利息	728	
支払手数料	368	
持分法による投資損失	1	
雑損失	475	1,573
経常利益		26,051
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	3,123	3,135
特別損失		
固定資産除却損	809	
投資有価証券評価損	3	
品質不適切行為関連損失	542	1,355
税金等調整前当期純利益		27,831
法人税、住民税及び事業税	7,139	
法人税等調整額	1,314	8,454
当期純利益		19,377
非支配株主に帰属する当期純利益		137
親会社株主に帰属する当期純利益		19,239

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 (2026年3月31日現在)	科目	第100期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	215,268	流動負債	98,590
現金及び預金	46,656	電子記録債務	1,697
受取手形	6	買掛金	15,926
電子記録債権	1,045	短期借入金	10,030
売掛金	45,999	リース債務	163
商品及び製品	370	未払金	3,591
仕掛品	82,108	未払費用	8,278
原材料・貯蔵品	5,667	未払法人税等	1,787
前渡金	18,198	契約負債	46,627
前払費用	321	完成工事補償引当金	94
貸付金	5,604	工事損失引当金	372
未収入金	2,413	風力事業損失引当金	486
未収消費税等	5,453	事業再構築引当金	1,372
その他の流動資産	1,445	設備関係支払手形	3,928
貸倒引当金	△24	その他の流動負債	4,233
固定資産	124,206	固定負債	83,171
有形固定資産	61,852	長期借入金	72,800
建物	28,899	長期預り保証金	408
構築物	1,936	リース債務	425
機械装置	16,731	退職給付引当金	6,917
車両運搬具	117	関係会社事業損失引当金	1,263
工具・器具・備品	3,049	資産除去債務	1,348
土地	8,693	その他の固定負債	9
リース資産	531	負債合計	181,762
建設仮勘定	1,893	(純資産の部)	
無形固定資産	1,963	株主資本	146,814
諸利用権	59	資本金	19,865
ソフトウェア	1,386	資本剰余金	5,592
ソフトウェア仮勘定	517	資本準備金	5,591
投資その他の資産	60,390	その他資本剰余金	0
投資有価証券	25,207	利益剰余金	123,677
関係会社株式	20,717	利益準備金	3,236
関係会社出資金	964	その他利益剰余金	120,440
長期貸付金	6,276	固定資産圧縮積立金	5,126
繰延税金資産	4,207	別途積立金	60,000
長期前払費用	228	繰越利益剰余金	55,314
更生債権等	69	自己株式	△2,320
前払年金費用	3,694	評価・換算差額等	10,898
その他の投資	1,229	その他有価証券評価差額金	11,226
貸倒引当金	△2,205	繰延ヘッジ損益	△328
資産合計	339,474	純資産合計	157,712
		負債及び純資産合計	339,474

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	
売上高		156,584
売上原価		123,447
売上総利益		33,136
販売費及び一般管理費		21,396
営業利益		11,740
営業外収益		
受取利息	232	
有価証券利息	30	
受取配当金	3,723	
固定資産賃貸益	2,411	
雑収益	1,482	7,880
営業外費用		
支払利息	703	
支払手数料	368	
雑損失	55	1,127
経常利益		18,494
特別利益		
投資有価証券売却益	3,057	3,057
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	292	
関係会社事業損失引当金繰入額	262	
固定資産除却損	616	1,172
税引前当期純利益		20,379
法人税、住民税及び事業税	3,630	
法人税等調整額	1,195	4,825
当期純利益		15,553

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社日本製鋼所監査役会

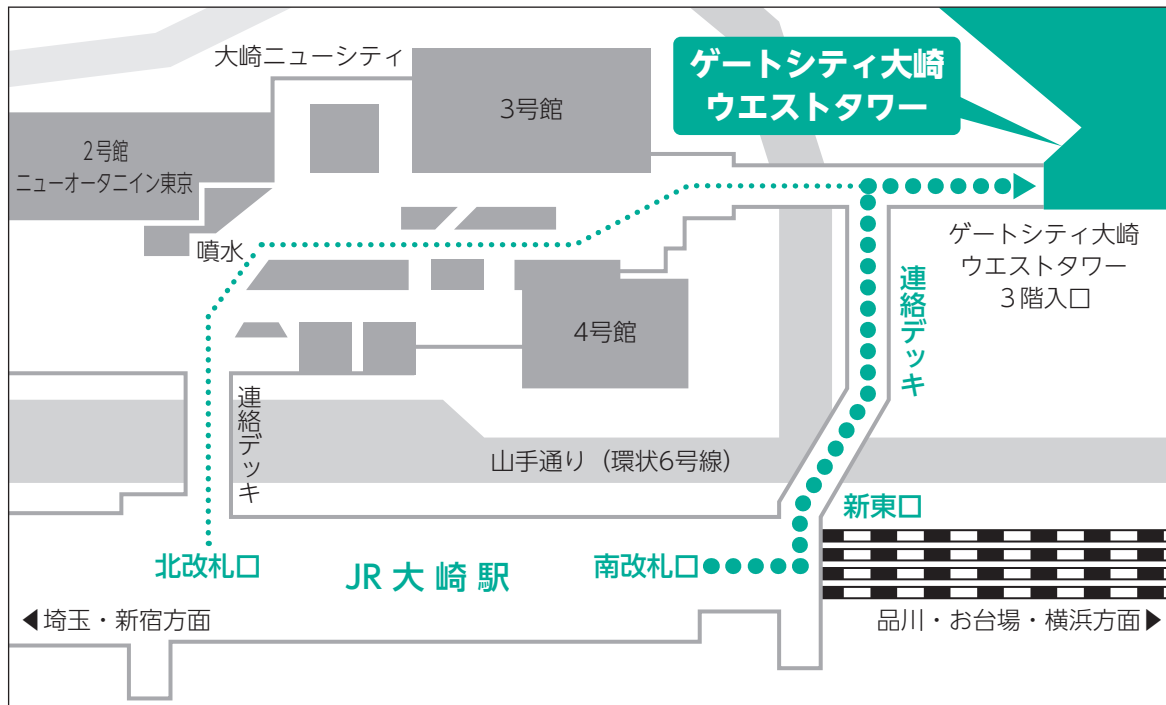
常勤監査役	三戸 慎 吾	㊟
常勤監査役	柴田 基 行	㊟
社外監査役	山口 更 織	㊟
社外監査役	海野 晋 哉	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎ウエストタワー 地下1階 ゲートシティホール

【交通】 大崎駅（JR線） 南改札口から徒歩約3分



- ※ JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎ウエストタワー3階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1階までお越してください。
- ※ ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。